

令和2年度 公益財団法人秋田県女性会館 第2回評議員会議事録

- 1 日 時 令和3年3月2日（火）午前10時から午前12時50分まで
- 2 会 場 秋田県女性会館第2実技研修室（アトリオン7F）
- 3 出席者 評議員現在数4名 定足数3名
[評議員出席者] 評議員 相場 郁子 評議員 伊藤 久子
評議員 佐々木和子 評議員 佐々木 正
(以上4名)
[理事出席者] 代表理事 高山万紀子 業務執行理事 庄内公子（以上2名）

4 議 題

[決議事項]

- 第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産の取り崩し（案）について
- 第2号議案 公益財団法人秋田県女性会館の役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程（一部改正案）について
- 第3号議案 理事会に対する次期の「理事及び監事の候補者名簿」の提出の依頼について

[報告事項]

- ①公益法人の立入検査の結果について
- ②公益財団法人秋田県女性会館令和2年度第3回理事会の決議事項・報告事項について
- ③その他

5 議事の経過の概要及びその結果

出席した評議員に了解された事務局案により、佐々木正評議員が議長となり、本評議員会は、定款第18条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立し、決議できる条件を満たしていることを確認した。

なお、定款第21条による議事録署名人については、議長が出席評議員の同意を得て、伊藤久子評議員と佐々木和子評議員を選出した。

議事に入るに先立ち、代表理事から本日の〔報告事項〕の中に議案と大きく関わるものがあるので、同事項を先に報告したい旨申し入れがあり、出席評議員の了承を得て、〔報告事項〕〔決議事項〕の順番に議事を進めることとなった。

[報告事項]

①公益法人の立入検査の結果について

このことについて代表理事より資料に基づいて、令和3年1月13日の検査では指摘事項は無かったこと、指導事項については、次年度より修正を行うべき事務取扱事項について、改善措置をすでに行なった旨報告が行われた。

また、県総務課公益法人班副主幹宮崎検査員から今後の法人の存続や事業運営についての意向聴取があり、当法人の経営方針、改善計画、実施状況について説明し、管理費等法人会計費は限界まで節減しており、収入を増やすことが喫緊の課題であることから新たに収益事業の立ち上げを申請予定であることを回答した旨報告が行われた。

さらにこの3月開催される秋田県公益認定等委員会から改善を要する事項への措置状況の「報告請求」が発出される予定であるとの通知があったことが報告された後、質疑が行われ、出席評議員全員に了承された。

②公益財団法人秋田県女性会館令和2年度第3回理事会の決議事項・報告事項について

このことについて代表理事及び業務執行理事より次の事項について資料に基づいて説明が行われた後、出席評議員全員に了承された。

- ・基本財産の取り崩し(案)について、本日の第1号議案であるが、去る2月19日に開催された第3回理事会では決議されている件
- ・職員の再雇用規程に基づき、嵯峨職員をこの4月から再雇用する件
- ・第65回全国女性会館協議会全国大会（秋田大会）に当会館は「共催」する件
- ・「経営改善計画」に基づく令和3年度の経営改善について（継続協議）
- ・三種ミュージカル実行委員会（令和2年度秋田県芸術選奨受賞）の来館等について
- ・プラツL友の会「サスティナブルバザー」の実績について

③その他

その他の報告はなかった。

[決議事項]

第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産の取り崩し（案）について

このことについて業務執行理事より資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われ、基本財産の一部取り崩しについて出席評議員全員一致により承認された。

第2号議案 公益財団法人秋田県女性会館の役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程（一部改正案）について

このことについて、代表理事より資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われ、規程の一部を改定することが出席評議員全員一致で決議された。

第3号議案 理事会に対する次期の「理事及び監事の候補者名簿」の提出の依頼について

このことについて、代表理事から資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われ、公益財団法人秋田県女性会館理事及び監事選任規程第2条第3項の規定に基づき、評議員会は理事会に対し次期の「理事及び監事の候補者名簿」の提出を依頼することで出席評議員全員一致で決議された。

以上、この議事録が正確であることを証明するために、議長並びに議事録署名人は次のとおり署名押印する。

令和3年 3月 26日

議 長

佐々木 正^{佐々木}

議事録署名人

伊藤久子^{伊藤}

議事録署名人

佐々木 和子^{佐々木}